療養費払いの手順

特定医療費支給認定の申請者が、認定の審査中等で受給者証を交付されていない間に 支払った医療費の公費助成該当分については、療養費払いの対象になります。

なお、医療機関への問い合わせや保険者との確認など事務処理の関係上、請求書を提出されてから支払い(口座振込)まで $2\sim3$ か月程度要することもありますのであらかじめご了承ください。

- 1. 医療機関等で、(様式第 12 号)特定医療費(指定難病)療養証明書を作成してもらってください。
 - ※(様式第 12 号)療養証明書は医療機関や保険薬局ごとに作成してもらってくだ さい。

複数受診されている場合は証明書が複数枚になります。

- 2. (様式第 11 号)特定医療費(指定難病)給付申請書(払戻請求)に必要事項を記入してください。
 - ※請求者と口座名義人は同一にしてください。

請求者及び口座名義人は受給者となります。

(困難な場合は原則、受給者と同世帯のご家族の方。)

- 3. 以下の書類を高知県健康対策課に提出してください。
 - ○(様式第11号)特定医療費(指定難病)給付申請書(払戻請求)
 - ○申請(請求)する月分の「自己負担上限額管理票」の写し

【注】医療機関の金額記載がなくても提出をお願いします。

- ○(様式第12号)特定医療費(指定難病)療養証明書
- ○領収証の原本
 - 【注】領収証原本は返却出来ません。
- ○保険者より既に高額療養費の払戻を受けている場合は、高額療養費支給決定 通知書等返還額が確認できる書類の写し。
 - 【注】限度額適用認定証を医療機関に提示済みの場合は不要です。

₹780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県健康政策部健康対策課 難病担当

Tel:088-823-9678